

届出食肉販売業者届 審査基準

【事務の根拠】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項

何人も、食鳥検査に合格した後又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認がされた後でなければ、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等を食鳥処理場の外に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 食鳥検査のため必要があると認められる場合において、都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市又は特別区。以下同じ。）の職員又は第二十五条第二項に規定する検査員が、食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を持ち出すとき。
- 二 都道府県の職員が、第三十八条第一項の規定により食鳥とたい、食鳥中抜とたい又は食鳥肉等の一部を収去するとき。
- 三 食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く。次号において同じ。）が、認定小規模食鳥処理業者に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。
- 四 食鳥処理業者が、食肉の販売の事業を営む者（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第一項の許可を受けた者に限る。）であって、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その事務所を管轄する都道府県知事に届け出た者（以下「届出食肉販売業者」という。）に脱羽後検査に合格した食鳥とたいを譲り渡すとき。
- 五 認定小規模食鳥処理業者が、食鳥処理衛生管理者に食鳥の生体の状況及び食鳥とたいの体表の状況について前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認をさせた後、他の認定小規模食鳥処理業者に当該食鳥とたいを譲り渡すとき。
- 六 食鳥処理業者が第十九条に規定する消毒、廃棄若しくは食用に供することができないようにする措置を講ずるため、又は都道府県の職員が第二十条第三号に規定する廃棄その他の措置を行うため、食鳥検査に合格しなかった食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等又は前条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認がされた食鳥とたい、食鳥中抜とたい若しくは食鳥肉等を持ち出すとき。
- 七 その他衛生上支障がない場合として政令で定めるとき。

【届出事項等】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第三十二条

法第十七条第一項第四号の規定による届出を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書に、現に食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十五条第十二号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書類の写しを添えて提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 食鳥とたいの主な入手先及び主な販売先

【届出様式】

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則第十三条

省令第三十二条の届出は、届出食肉販売業者届（別記第十五号様式）によるものとする。

参考条項

法第十七条第二項

届出食肉販売業者は、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを認定小規模食鳥処理業者以外の者に譲り渡してはならない。

法第十八条第二項

認定小規模食鳥処理業者以外の者は、届出食肉販売業者から、脱羽後検査に合格した食鳥とたいを食品として販売の用に供する目的で譲り受けてはならない。

年 月 日

殿

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名)

届 出 食 肉 販 売 業 者 届

食鳥とたいを取り扱いたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第17条第1項第4号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 営業所の名称、屋号又は商号
- 2 営業所の所在地
- 3 食肉販売業の許可の番号及び年月日
- 4 食鳥とたいの主な入手先
- 5 食鳥とたいの主な販売先

添付書類

食肉販売業の営業許可書の写し